

吸収源対策合同検討委員会における検討状況について

1. 検討の背景とスケジュール

(1) COP3 での合意と地球温暖化対策推進大綱

1997 年 12 月の COP3 での京都議定書の採択を受け、1998 年 6 月に「地球温暖化対策推進大綱」が地球温暖化対策推進本部により決定。

本大綱では、6%削減目標の達成に向けた方針として、吸収源については、「2010 年頃における我が国全体の森林等による純吸収量が 3.7%程度と推計されるところ、今後の国際交渉において必要な追加的吸収分が確保されるよう努める。」とされた。

吸収源対策として、森林整備の推進、及び都市緑化等の推進を位置づけ。

(2) 中央環境対策審議会における国内制度の検討

中央環境審議会地球環境部会では、本年 2 月に目標達成シナリオ小委員会、国内制度小委員会の 2 つの小委員会を設置し、7 月 9 日に中間取りまとめを実施。

国内制度小委員会においては、年内を目途に最終的な取りまとめを行い、地球環境部会に報告する予定。

9 月 21 日に開催された第 3 回地球環境部会において、我が国の吸収源対策についても、具体的な検討を行うべきとのご提案をいただいたところ。

(3) 本合同検討委員会の設置と検討スケジュール

我が国における吸収源に関する具体的な対策を検討し、国内制度小委員会における検討に資するとともに、京都議定書の円滑な発効に資するため、環境省及び林野庁は「吸収源対策合同検討委員会」を設置（委員長：齋 滋 農林水産技術会議会長）。

検討結果については、12 月 6 日の第 12 回国内制度小委員会に報告する予定。

検討のスケジュールは以下のとおり。

- 10 月 26 日（金） 第 1 回検討委員会（検討の進め方等）
- 11 月 20 日（火） 第 2 回検討委員会（国内対策等）
- 11 月 28 日（水） 第 3 回検討委員会（結果の取りまとめ）

2. 吸収源に関する国際合意の概要

(1) 京都議定書における吸収源の扱い

3条3項

締約国は、90年以降の新規植林、再植林、森林減少による約束期間の温室効果ガスの吸収・排出量を削減目標の達成に用いる。

3条4項

吸収源に関する追加的人為的活動による吸収・排出量の計上方法を京都議定書の第1回締約国会合（またはその後できるだけ早く）で決定する。この決定は第2約束期間以降に適用するが、締約国はこれを第1約束期間に適用してもよい。

(2) 国際的に合意された計上方法

3条3項

土地利用変更を伴う場合のみ対象とする。

3条4項

対象となる活動は、森林経営、農地管理、放牧地管理、植生回復の中から、締約国が選択できる。

対象となる土地は、90年以降に人為的活動が行われた土地。

森林経営

3条3項による値が排出（デビット）になる締約国については、森林経営による吸収分を用いてデビットを相殺できる。

上記の適用後、3条4項と共同実施(JI)により獲得できる吸収量（クレジット）の上限を国別に定め、この範囲内でクレジットを計上できる。我が国の上限値は、1300万炭素トン（基準年排出量の約3.9%）。

農地管理、放牧地管理、植生回復

基準年（90年）と第1約束期間との間でネット・ネットの計上とする。

上記のうち、植生回復には、都市緑化等が含まれるものと解釈される。

3. 吸収源に関連する主な国内施策の概要

(1) 森林・林業

森林整備の推進

森林の健全性の確保による吸収量の確保

森林が吸収源として二酸化炭素を吸収するためには、森林が光合成により成長することが必要。このため、森林の吸収量を確保するためには森林の健全性を維持し、本来森林に期待できる成長量の発揮を図ることが必要。

我が国の育成林施業の場合、若齢林に適切な保育、間伐等の施業を行うことにより、森林本来の成長を期待。なお、必要な間伐等が実施されないことにより森林の健全性が損なわれ自然災害等により森林を喪失するおそれ。

また、育成林、天然生林ともに、森林の吸収量を確保するためには、松くい虫等の病害虫被害、林地崩壊等による森林の喪失を防止することが必要。

さらに、新たに森林を造成すること、自然災害跡地の森林の再生は、森林の吸収量を拡大。

森林土壌は、有機物の形で炭素を貯蔵。間伐等の適切な実施により土壌を保全することが、土砂流出・崩壊を防止し、二酸化炭素排出を抑制。

人為性確保による吸収量確保

森林整備は、吸収量の排出削減目標への算入の要件でもある人為性の付加という点でも重要。

木材製品、バイオマスエネルギーの利用

森林整備との関連

木質資源を、木材製品、バイオマスエネルギーとして利用していくことは、森林整備を推進し、森林の健全性の向上、京都議定書上の人為性の確保につながるものであり、吸収源対策として重要な位置づけ。これに加え、木材利用等は炭素貯蔵、省エネ効果、化石燃料の代替の効果があり、温暖化対策として重要。

具体的な施策の内容

- 木造住宅・公共施設の木造化等による木材の積極的な活用
- 木質バイオマスエネルギーの活用

森林・林業基本計画

森林・林業基本法に基づき、同法の基本理念及び政策の基本方向を具現化するため、本年10月、森林・林業基本計画を策定。

森林・林業基本計画では、森林が発揮すべき多面的機能の一つとして地球温暖化防止機能を位置づけ、所要の吸収量の達成を念頭に地球温暖化対策を盛り込んでいるところ。

また、森林・林業基本計画に則して変更された全国森林計画においては、平成23年までの造林面積等を計画。

従って、森林・林業基本計画及び全国森林計画による森林整備や木材利用等の着実な推進が、所要の吸収量を確保する上で重要。

加えて、国民参加の森林づくりの推進により森林の整備を社会全体で支えるという国民意識を醸成し、森林整備の推進に寄与。

(2) 都市緑化等

「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等に基づき、道路、河川・砂防、都市公園等において積極的な都市緑化等を推進。

「エコポート政策」等に基づき、港湾の緑化を積極的に推進。

(3) 農地

我が国においては現時点では農地は排出源となっているが、農地からの二酸化炭素排出を削減するため、環境保全型農業の推進の一環として、緑肥やたい肥を導入した土づくり支援を強化。

吸収源対策合同検討委員会設置要綱

平成13年10月26日
環境省地球環境局
林 野 庁

1. 設置の目的

我が国における森林等の吸収源に関する具体的な対策を検討し、中央環境審議会地球環境部会における審議に資するとともに、京都議定書の円滑な発効に資するため、環境省地球環境局及び林野庁は、吸収源対策合同検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置する。

2. 調査検討事項

検討委員会は、以下の事項を調査検討する。

- (1) 吸収源に係る国内対策に関すること
- (2) その他吸収源対策に関すること

3. 構成

- (1) 検討委員会は、委員15名以内で組織する。
- (2) 委員は、吸収源に関する専門家及び有識者の中から環境省地球環境局長又は林野庁長官が参画を依頼する。
- (3) 委員の参画期間は、環境省地球環境局長又は林野庁長官が依頼した日から当該日が属する年度の末日までとする。

4. 委員長

- (1) 検討委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 委員長は、検討委員会の事務を総理する。

5. 庶務

検討委員会の庶務は、環境省地球環境局総務課研究調査室及び林野庁森林整備部研究普及課において処理する。

吸収源対策合同検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

天野 正博	独立行政法人森林総合研究所森林管理研究領域長
有馬 孝禮	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
井上 元	独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター総括研究管理官
幸丸 政明	岩手県立大学総合政策学部教授
小林 紀之	住友林業株式会社総務部研究主幹
武内 和彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
林 陽生	独立行政法人農業環境技術研究所地球環境部長
半田真理子	(財)都市緑化技術開発機構研究第二部長
弘中 義夫	(社)日本林業技術協会理事長
甕 滋	農林水産技術会議会長(委員長)
安原 正	(財)環境情報普及センター顧問
山田 宏之	和歌山大学システム工学部環境システム学科助教授

地球温暖化対策推進大綱
(平成10年6月19日地球温暖化対策推進本部決定)
(吸収源対策関連部分の抜粋)

第2．講ずべき地球温暖化対策

3．エネルギー需給両面の対策を中心とした二酸化炭素排出削減対策の推進

<エネルギー供給面の二酸化炭素排出削減対策の推進>

(2) 新エネルギーの加速的導入

・・・木質廃材等を活用したバイオマス(生物体)エネルギーの導入を推進する。

<その他の二酸化炭素排出抑制対策の推進>

(3) 木材資源の有効利用の推進

化石燃料の使用量を抑制するため、再生産可能な資源である木材の有効利用を推進する。このため、木材・木質材料の利用・加工技術等の向上、木材の需要拡大を図るとともに、長期利用に関する普及啓発等を行う。

5．植林等の二酸化炭素吸収源対策の推進

(1) 森林整備の推進

森林整備に資する国産材の安定供給と利用の促進及び森林資源情報の整備を図りつつ、耕作放棄地、荒廃地、原野等における植林を推進するとともに、必要な保育・間伐の的確な実施、病虫害等各種被害を最小限に留める適切な防除等の実施により、健全で活力ある森林の整備を進める。

また、身近な森林である里山林等の整備を住民参加の下で進めるとともに、森林を持続的に経営することなどにより木材資源を持続的・安定的に利用する新たな循環型の仕組み作りを図るとともに、森林整備に関する協定の締結の促進等を行う。さらに、国民参加による国土緑化運動を推進する。

(2) 都市緑化等の推進

都市緑化等をより一層推進する観点から、緑の政策大綱や緑の基本計画等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画の策定を推進するとともに、都市公園の整備や道路、河川等の緑化、既存の民有緑地の保全、建築物の屋上、壁面等の新たな緑化空間の創出を促進する。また、都市における国民参加による「平成の森」づくりを推進する。

第3．ライフスタイルの見直し

3．教育・啓発及び情報提供体制の整備

(1) 環境やエネルギーに関する教育・学習の充実

将来を担う子供たちや若い世代を始め、あらゆる世代の国民の取組を促すため、学校、地域社会や家庭など多様な場において、森林の役割をも視野に入れた地球温暖化問題を始めとする環境教育・環境学習・・・の充実を図る。

多様な場における環境やエネルギーに関する教育・学習の充実

・・・森林総合利用施設の整備など、自然の中での体験活動を通じた学習を推進する。・・・さらに、・・・森林教室の実施・・・の促進を図る・・・など、小中学生を始めとするあらゆる年齢層に対する学習機会を提供する。

また、・・・森林インストラクター制度等による多様な場における人材の育成を図る。

5．地球温暖化対策を進める緑化運動の展開

二酸化炭素の吸収源の拡大を図るため、みどりの週間(4月23日～29日)・・・等における国民的緑化運動の展開、緑の募金による森林づくり活動への支援や都市緑化基金の活用等による民間緑化活動への支援、森林インストラクター、樹木医、緑の少年団を活用した国民参加の森林づくりの推進、学校林の活用・・・などの国民参加型の緑化運動を積極的に展開する。